

第3部第8章 医療（準備期）

第8章 医療

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、郡市医師会等、県、県が医療措置協定等を締結した医療機関等と連携することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。

また、市は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や県が実施する研修の活用等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

2 所要の対応

(1) 基本的な医療提供体制【保健医療部】

ア 県が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、県内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、医療機関等の施設や関係者を有機的に連携させることにより、県民等に対して必要な医療を提供する。市は、相談センターを開設する役割を担う。

イ 市は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。

ウ 市は、有事において、医療機関、高齢者施設等における職員を含む集団感染の発生や、各医療機関、高齢者施設等における感染症対応に係る課題に対し必要な支援を行うため、平時から県のICMAT⁷⁷等の派遣体制の確保に協力する。また、県からの派遣が困難な場合に備え、市は、病院群を中心とした医師や看護師等で構成する感染症対策チームの派遣体制について、郡市医師会等と協議する。

エ 市は、消防機関等と協議し、入院を要する新型インフルエンザ等患者や新型インフルエンザ等流行時における患者の移送体制を検討する。

(2) 予防計画に基づく医療提供体制の整備【保健医療部】

ア 県は、県予防計画及び県医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとと

⁷⁷ Infection Control Medical Assistance Team の略（群馬県独自の取組）。高齢者施設、福祉施設、医療機関等において、入所者等に陽性患者が発生した場合に、施設内の感染拡大を防止するため、施設での感染対策の助言や支援を行う。

第3部第8章 医療（準備期）

もに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。県は、県予防計画及び県医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。

イ 市は、県と協力し、県が行う民間宿泊事業者等との協定の締結により宿泊療養施設の確保を行いつつ⁷⁸、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等について事前に周知を行う。

（3）研修や訓練の実施を通じた人材の育成等【保健医療部】

市は、国や医療機関と協力して、研修や訓練等を通じて、人工呼吸器やECMO⁷⁹等を扱う医療人材や感染症専門人材の育成を推進する。

（4）県連携協議会等の活用【保健医療部】

市は、県連携協議会等において関係機関と協議した結果を踏まえ、市予防計画を変更する。

（5）広域的な感染症患者等の移送

市は、新型インフルエンザ等が発生した際には、医療全体がひっ迫することも想定しつつ、地域によっては、特に配慮が必要な患者の医療にひっ迫が生じる可能性があることから、そのような場合の広域的な感染症患者等の移送・他の疾患等の傷病者の搬送手段等について県、消防機関等との間で、平時から協議を行う。

⁷⁸ 感染症法第36条の6第1項第1号ロ

⁷⁹ 体外式膜型人工肺（Extracorporeal Membrane Oxygenation）の略。人工肺とポンプを用いて体外循環回路により治療を行う。

第3部第8章 医療（初動期）

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から市民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する。

市は、国及びJ I H Sから提供・共有された新型インフルエンザ等感染症に係る情報や要請を基に、県や医療機関等と連携し、相談・受診から入院までの流れを迅速に整備する。

また、市は、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、市内の医療機関や市民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報や方針を示す。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

【保健医療部、総務部、福祉部】

市は、国、J I H S及び県から提供された新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等を医療機関、消防機関、高齢者施設、市民等に周知する。

(2) 医療提供体制の確保等【保健医療部】

ア 市は、市内発生リスクが高まった段階で、郡市医師会等の関係団体及びその他関係機関と情報を共有し、対応について検討を始める。

イ 市は、県、医療機関及び消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、相談・受診から入院までの流れを迅速に整備する。

ウ 市は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがあると判断した場合は、直ちに市保健所に連絡するよう要請する。

エ 市は、市内の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

オ 市は、県が国からの要請を受けて対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、県と連携し、検査等措置協定締結機関等における検査体制を速やかに整備する。

(3) 相談センターの整備【保健医療部】

ア 市は、相談センターの整備を速やかに行う。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて感染症指定医療機関の受

第3部第8章 医療（初動期）

診につなげる。

イ 市は、症例定義に該当する有症状者等は相談センターに相談するよう市民等に周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。

ウ 市は、感染症指定医療機関以外の医療機関に対して、症例定義に該当する有症状者等から相談等があった場合は、相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげるよう要請する。

エ 市は、状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、相談センターの対応人数、開設時間等を調整する。

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、市は、初動期に引き続き、国やJ I H Sから提供された新型インフルエンザ等に係る情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する市内の実情に応じて、県や医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療を提供できるよう対応を行う。

また、市は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合にも機動的かつ柔軟に対応する。

2 所要の対応

（1）新型インフルエンザ等に関する基本の対応【保健医療部、総務部、福祉部】

ア 市は、国、J I H S及び県から提供された、病原性や感染性に応じて変異する新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、診断・治療に関する情報等を医療機関、消防機関、高齢者施設等に周知する。また、県は、市との間で入院調整が円滑に行われるよう、県下一元的な入院調整を実施する等、必要に応じて総合調整権限・指示権限⁸⁰を行使する。

イ 市は、医療機関、高齢者施設等における職員を含む集団感染の発生や各医療機関、高齢者施設等における感染症対応に係る課題に対し必要な支援を行うため、県にI C M A T等の派遣を要請する。県からの派遣が困難な場合は、市は、本章第1節2（1）ウの協議に基づき、必要な対応を行う。

ウ 市は、県及び民間搬送事業者等と連携して、患者又は症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保する。また、市民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。

エ 市は、発熱外来以外の医療機関に対して、患者からの相談に応じて相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう要請する。

⁸⁰ 感染症法第63条の4

第3部第8章 医療（対応期）

オ 市は、県と協力し、市内の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含む医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

（2）時期に応じた医療提供体制の構築

ア 流行初期

（ア）協定に基づく医療提供体制の確保等【保健医療部】

- a 市は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに市保健所に届け出るよう要請する。
- b 市は、医療機関が症例定義を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した受診患者について、当該医療機関からの届出⁸¹を受ける。
- c 市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に県に入院調整を依頼し、感染症法に基づき、県と連携し、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。

（イ）相談センターの強化【保健医療部】

- a 市は、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談（受診先となる発熱外来の案内を含む。）を受ける相談センターの体制を強化する。
- b 市は、相談センターを強化し、症例定義に該当する有症状者が相談センターを通じて発熱外来を受診するよう市民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。

イ 流行初期以降

（ア）協定に基づく医療提供体制の確保等【保健医療部】

- a 市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に県に入院調整を依頼し、感染症法に基づき、県と連携し、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。
- b 市は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、県と協力して、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。

⁸¹ 感染症法第12条第1項

第3部第8章 医療（対応期）

（イ）相談センターの強化【保健医療部】

市は、本節2（2）ア（イ）取組を継続して行う。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期【保健医療部】

市は、県が相談センター通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから発熱外来を直接受診する仕組みに変更したときは、そのことについて市民等への周知を行う。

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期【保健医療部】

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合は、市は、国が示す基本的な感染対策に移行する方針を踏まえ、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。

（3）り患後症状が認められる患者への支援【保健医療部】

市は、新型インフルエンザ等のり患後に感染性は消失したにもかかわらず、他に明らかな原因がなく、急性期から持続する症状又は経過の途中から新たに生じて持続し、若しくは再び生じて持続する症状及びその対応について、最新の科学的知見や海外の動向等、国から提供される情報を踏まえ、市民等に適切な情報提供・共有を行う。